平成 28 年 11 月 11 日

各　　位

会 社 名　　株式会社オウチーノ
代表者名　　代表取締役社長兼 CEO　　井端　純一
（コード番号：6084　東証マザーズ）
問合せ先　　執行役員 CFO　　村田　吉隆
（TEL. 03-5402-6887）

（訂正）「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 28 年 10 月 28 日付で開示いたしました「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします（訂正箇所には下線を付しております。）。

記

１．訂正箇所

平成 28 年 10 月 28 日付で開示いたしました「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」の冒頭部分（１頁から２頁）

２．訂正内容

【訂正前】

（前略）

本第三者割当増資のうち、穐田氏に対して新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資（穐田氏）」といいます。）に関して、穐田氏は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資（穐田氏）における穐田氏に対する募集株式の数として当社が決議した株式数）（本公開買付けが井端純一氏（以下「井端氏」といいます。）及び井端氏の配偶者である井端まどか氏（以下、井端氏と井端まどか氏を総称して「応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において穐田氏及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資後株券等所有割合（注）が最大 66.00％を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における穐田氏に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、当社が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、

穐田氏は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における穐田氏に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数（1,027,800 株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書（穐田氏）に定める前提条件が満たされることを条件としており、穐田氏は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち穐田氏に係る払込みの全部を行わない予定です。

（中略）

（注）　「増資後株券等所有割合」とは、当社第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、第三者割当により発行及び処分される当社株式数（普通株式 556,600 株。なお、当該株式数は、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される自己株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株式数）であったときには、556,600 株）に係る議決権数（前記括弧内の場合には、5,566 個）を加算した議決権数（前記括弧内の場合には、17,446 個）を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

【訂正後】

（前略）

本第三者割当増資のうち、穐田氏に対して新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資（穐田氏）」といいます。）に関して、穐田氏は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資（穐田氏）における穐田氏に対する募集株式の数として当社が決議した株式数であって、本第三者割当増資による穐田氏に対する最大の発行株式数）（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（井端純一氏（以下「井端氏」といいます。）及び井端氏の配偶者である井端まどか氏（以下、井端氏と井端まどか氏を総称して「応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）の範囲内で、本取引後において穐田氏及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資後株券等所有割合（注）が最大 66.00％を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における穐田氏に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、当社が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、穐田氏は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における穐田氏に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数（1,027,800 株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書（穐田氏）に定める前提条件が満たされることを条件としており、穐田氏は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち穐田氏に係る払込みの全部を行わない予定です。

（中略）

（注）　「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる当社株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、当社第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、第三者割当により発行及び処分される当社株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される当社株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数 17,446 個を分母として算出されることとなります。

以 上